

令和 6 年 4 月 1 0 日

保護者の皆様へ（中学 3 年生用）

佐世保市教育委員会

令和 6 年度学校給食費に関するお知らせ

日頃から学校給食にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度より、中学校第 3 学年及び義務教育学校第 9 学年の給食費を無償化します。

無償化の内容等については下記のとおりです。

1. 給食費無償化の目的

子どもたちの健やかな成長を社会全体で支援する取り組みの一環として、特に教育費の負担が大きい中学校第 3 学年及び義務教育学校第 9 学年の子を持つ世帯の負担軽減を図ることで、子育て支援及び教育環境の充実に資することを目的としています。

この支援で 1 人当たり、年間約 60,450 円の負担が軽減されます。

保護者の皆様には、支援の主旨をご理解いただき、子どもたちへの学びの費用として活用いただきたく思います。

2. 無償化の対象

佐世保市立中学校第 3 学年及び義務教育学校第 9 学年に在籍する生徒の給食費を無償化します。

ただし、生活保護費を受給している方・就学援助費の援助を受給している方については、当該扶助費からの振替となります。（従来からの対応が継続となります。）

なお、生活保護受給者の中で、所得等の理由により給食費の代理納付ができない方についても、これまでどおり保護者に請求することとなります。

また、中学校第 3 学年及び義務教育学校第 9 学年に在籍する生徒の保護者が給食試食会などで喫食する分につきましては、給食費を徴収させていただきます。

3. 手続きについて

給食費の無償化に伴う新たな届け出は不要です。

ただし、市外から新たに佐世保市立中学校第 3 学年及び義務教育学校第 9 学年へ転入する場合は、学校給食申込書（様式第 1 号）の提出が必要となります。また、給食を停止・再開する場合や、アレルギー等につきましても、これまでどおりご報告いただくこととなります。各種手続きや様式等につきましては、在籍する学校へお問い合わせください。

【参考】給食費の額について

①令和 6 年度の給食費は次のとおりです。食材費の高騰に伴い、令和 5 年度に給食費の改定を行っております。…（ア）

ただし、児童・生徒の給食費につきましては、令和 5 年度に引き続き、令和 6 年度のみの特例措置として、物価上昇分の給食費は公費で負担することとします。（徴収する給食費は令和 4 年度・令和 5 年度の保護者負担額と同額です。）…（イ）

※令和 7 年度以降の保護者負担は下記（ア）の金額となりますので、ご承知おさください。

【令和 6 年度】給食費…（ア）

区分	月割額	1 食単価	年間基準実施回数
小学校及び義務教育学校前期課程	<u>4,630 円</u>	<u>265 円</u>	192 回
中学校及び義務教育学校後期課程	<u>5,500 円</u>	<u>325 円</u>	186 回

【令和 6 年度】特例措置に伴う保護者負担額…（イ）

区分	月割額	1 食単価	年間基準実施回数
小学校及び義務教育学校前期課程	4,000 円	230 円	192 回
中学校及び義務教育学校後期課程	4,700 円	280 円	186 回

【問合せ先】 佐世保市教育委員会学校保健課 TEL 24-1111(内線 3153・3154)